

農業経営基盤強化促進法

目 的

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立し、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与するための法律です。

法律のしくみ

農業経営基盤強化促進法

—	第1章	総則
—	第2章	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等
—	第3章	農業経営改善計画
—	第4章	農業経営基盤強化促進事業の実施等
		① 農業経営基盤強化促進事業の実施(17条)
		② 農用地利用集積計画の作成 (18条)
		③ 農用地利用集積計画の公告(19条)
		④ 公告の効果(20条)
		⑤ 登記の特例(21条)
		⑥ 利用権設定等促進事業の推進(22条)
		⑦ 農用地利用規程(23条)
		⑧ 勸奨等(24条)
		⑨ 課税の特例(25条)
		⑩ 委託を受けて行う農作業の実施の促進等(26条)
—	第4章の2	遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置
—	第4章の3	特定法人貸付事業の実施
—	第5章	雑則
—	第6章	罰則